

新たに「既存住宅瑕疵保証業務」を開始しました！

1 既存住宅瑕疵保証（検査機関型）の概要

既存住宅瑕疵保証は、当センターが検査機関として瑕疵保証検査を実施し、検査基準に適合した場合には、センターが既存住宅（中古住宅）の買主に対して瑕疵保証を行うものです。

この瑕疵保証を活用することにより、売主にとっては、お売りする既存住宅が新耐震基準等や瑕疵保証検査基準に適合しているなど、基礎的な品質が検査で確認されていることで「安心」であることをPR出来ます。

また、買主にとっては、購入された既存住宅に万が一雨漏れなどの隠れた瑕疵が見つかった場合には、検査機関である当センターが瑕疵保証を行いますので、より「安心」することができます。

2 対象となる住宅

- ① 宅建業者以外（個人・法人を問わない）の方が売主として売買契約が締結される一戸建ての住宅
- ② 既に人の居住の用に供したことのある住宅
- ③ 新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合している住宅
- ④ 瑕疵保証検査の実施後、1年以内に引き渡される住宅

3 保証の対象となる部位

- ① 構造耐力上主要な部分
 - ② 雨水の侵入を防止する部分
 - ③ 特約（給排水管路・給排水設備、電気設備、ガス設備）
- ※ 免責事項（台風等の自然変象、虫食い、不適正使用等）

4 保証期間・保証金額の限度額

期間 : 売買契約に基づく引き渡し日から1年間
限度額 : 500万円

※ 本制度の詳しい内容やご利用等については、当センターまでお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 (一財) 宮崎県建築住宅センター 〒880-0913 宮崎市恒久1-7-14

Tel : 0985-50-5586 (確認検査部) Fax : 0985-50-5621